

## 長野県国民健康保険団体連合会情報公開適正委員会設置要綱

### (設 置)

第1条 この要綱は、長野県国民健康保険団体連合会情報公開規程第17条第5項の規定に基づき、長野県国民健康保険団体連合会情報公開適正委員会（以下「委員会」という。）を設置する

### (任 務)

第2条 委員会は、異議申出に対する審議を行う。

### (構 成)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、事務局長をもって充てる。

3 委員は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

1 各課長

2 委員長が指名する者

### (委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を総理する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長がかけたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### (運 営)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、必要に応じて関係職員の出席又は書類の提出を求めることができる。

3 委員会の庶務は、総務課が行う。

### (結果報告)

第6条 委員会は、協議結果について理事長に報告する。

### 附 則

この要綱は、令和元年9月4日から施行する。